

法令等の改正

○ 福祉事業の実施に関する規程の一部改正について

平成 27 年 5 月 22 日、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を次のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 改正内容

(1) 奨学援護金の支給月額の上上げ（第 10 条第 2 項）

奨学援護金の支給対象となる在学者の区分のうち、「小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者」に係る支給月額を 12,000 円から 13,000 円に引き上げたこと。

(2) 第 11 条（就労保育援護金の支給）第 1 項第 1 号において、認定こども園が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく施設になることに伴い、認定こども園に子を預けた場合も、就労保育援護金の支給対象となることを明示したこと。

(3) その他必要な字句の整理を行ったこと。

2 施行期日

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用すること。

3 新旧対照表

新	旧
(奨学援護金の支給) 第 10 条（略） 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>13,000 円</u> 二～四（略） 3～7（略）	(奨学援護金の支給) 第 10 条（略） 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>12,000 円</u> 二～四（略） 3～7（略）

新	旧
<p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号の一に該当するものに対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者で未就学の子(直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。)と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園等</u>(以下「保育所等」という。)に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記基金様式第13号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「<u>保育所等の名称</u>」及び「<u>保育所等の所在地</u>」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>別記基金様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「<u>保育所等の名称</u>」及び「<u>保育所等の所在地</u>」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号の一に該当するものに対して支給する。</p> <p>一 障害補償年金の受給権者で未就学の子(直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。)と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園等(以下「保育所等」という。)に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記基金様式第13号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「<u>保育所の名称</u>」及び「<u>保育所等の所在地</u>」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>別記基金様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「<u>保育所</u>」及び「<u>保育所等の所在地</u>」の欄には、知人、隣人等に預けた場合は、その者の氏名及び住所を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>